

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第10回）
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第7回）
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和2年1月16日（木）9時30分～11時30分

2. 場 所：赤坂インターシティコンファレンス 301

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、小野木構成員（NHK）、江口専任部長（NHK）、長部構成員（フジテレビ）、後藤構成員（日本テレビ）、崎山事務局次長（衛星放送協会）、笹平構成員（日本動画協会）、清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高島構成員（TBS）、田嶋構成員（日本民間放送連盟）、告坂構成員（日本動画協会）、野瀬構成員（テレビ朝日）、原代理（日本ケーブルテレビ連盟）、姫野事務局長（全国地域映像団体協議会）、松村構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）

<総務省>

吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官（情報流通行政担当）、湯本情報流通行政局長、三島情報流通行政局長、市川情報流通行政局長

4. 議事

- （1）事務局より、資料1から資料3に基づき、「令和元年度フォローアップ調査」について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- （2）事務局より、資料4から資料7に基づき、「著作権の帰属等」について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

（令和元年度フォローアップ調査について）

- アンケートに回答する制作会社は、放送コンテンツだけに限らず、放送コンテンツ以外の映像製作全てについても回答しているのではないかと。その場合、いかに放送局がガイドライン遵守に取り組んでも認識の乖離が一向に縮まらないため、アンケート冒頭に明確に放送コンテンツ以外は対象外であることを明記いただきたい。
- 放送局と制作会社の認識のギャップが一向に埋まらないというのは数年来の課題になっ

ているので、一旦、今回に関しては、放送局が流す番組に限定するというところで進めることに賛成である。

- アンケートなので、やはり調査データがあってそこから議論がきちんと進められることが重要なので、放送番組に限定する方が良い。
- 特に地方では、自治体発注のコンテンツが非常に多いと思うが、それもテレビでよく流されるので、放送コンテンツとはっきりと言われていないと、製作会社からすると、放送局からの依頼のものだけが対象になるとはっきりと分からない場合もある。
- 演出協力、製作協力に関する質問項目は、それぞれ立場によって言葉の捉え方が異なり、1つの定義にまとめ切れるのかということが本検証・検討会議全体としての課題であることから、今年度のアンケートからは削除いただきたい。

(著作権の帰属等について)

- 基本契約書と個別の発注書の区別についてはっきりしないところがあるので、今後その内容について議論をしてはどうか。また、著作権の帰属・譲渡についてそれぞれの書面の記載内容についても分析したらどうか。
- 製作現場の実態として使われている用語や使い方は各放送局それぞれであるが、その利用される用語が下請法から見てどうなのか、ということを考えていただきたい。
- 製作協力という用語の使い方は各放送局で異なるが、基本的には、局が発意と責任を持って製作する、いわゆる局製作番組の中において製作会社に協力いただく、ということであり、現時点で言えるのは、放送局が製作する番組において製作会社その他に協力いただいた場合にクレジット表記を出すもの、ということまでである。
- 製作協力について、一般の視聴者からすると、番組の最後のクレジット表記を見てこの番組はどのように作られているかを認識するかと思うが、それぞれの言葉の使い方が下請法とどう関わっているかをよりクリアにすることにより、巷で言われている製作状況がブラックという認識を変えていくことにつながるのではないかと。
- 製作協力に関しては定義された明確のものではなく、役務に近い意味での製作協力もあれば、ほとんど情報成果物作成委託であるが結果として製作協力になっている、というケースもあり、実態や関わり方によって認識が異なってくるだろうと思っている。
- 局印税の設定に関しては、対等な議論により設定されるものではなく、製作委員会等で一方的に主張され、もしくは製作委員会契約のドラフトに当然のように入れられてきて、それらに対してアニメ製作会社側が交渉を始めるという形が一般的である。今回、法外な局印税の設定を是正してほしいという思いとともにその前段階として、同じ製作委員会メンバーとして対等な立場で局と議論を行えるようにすることが必要ではないかと。
- 著作権の帰属については、完パケなのか、製作協力なのかという言葉で分けるのではなく、発意と責任がどこにあるのかといった実態に応じて権利の帰属を判断すべき。下請法上の問題に関しては、製作会社に著作権が帰属するが、契約上放送局に帰属するとした場合に、適切な対価が支払われているか、適切な対価が支払われていなければ下請

法上の問題になる、という形で著作権の帰属の問題とは分けた上で段階的に整理すべき。

- 著作権の帰属について、発意と責任がどうやって認定されるかが問題となるが、この点、請負契約における請負人は裁量が認められる独立した労務供給者であるから、発意と責任は全部ではないにせよ、少なくとも一部は認められる。他方、雇用契約における被雇用者は雇用主の監督命令の下での労務供給者であるから、そこに独立した発意と責任は基本的には認められないという法律上の切り分けには注意が必要である。

以上